

建築基準法違反の疑いのある物件に関する情報をお寄せ ください。

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物であると称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、他県において複数確認されております。このような状況を踏まえ、青森県では下記のとおり情報受付窓口を設置し、建築基準法違反の疑いのある物件に関する情報を受け付けております。皆様の身近で、建築基準法違反の疑いのある建築物に関する情報を入手した際、情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

【情報提供窓口】

設置場所	担当部署	連絡先
青森市	青森市 都市整備部 建築指導課	017-761-4518
弘前市	弘前市 建設部 建築指導課	0172-35-1111 (内線418)
八戸市	八戸市 都市整備部 建築指導課	0178-43-2111 (内線359)
平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町	東青地域県民局地域整備部 建築指導課	017-728-0226
黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、 大鰐町、田舎館村	中南地域県民局地域整備部 建築指導課	0172-32-1131 (内線356)
三戸町、五戸町、田子町、南部町、 階上町、新郷村	三八地域県民局地域整備部 建築指導課	0178-27-5111 (内線259)
五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、 深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町	西北地域県民局地域整備部 建築指導課	0173-34-2111 (内線395)
十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、 おいらせ町	上北地域県民局地域整備部 建築指導課	0176-22-8111 (内線266)
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村	下北地域県民局地域整備部 建築指導課	0175-22-8581 (内線275)

※上記以外にも下記連絡先において情報提供を受け付けてしております。

連絡先：青森県庁 建築住宅課 建築指導グループ TEL 017-734-9693

※情報提供にあたっては、以下の注意事項に予めご了承ください。

- 本制度は事故に遭われた方々の個別救済制度ではありません。
- 個々の情報に対してのご回答や調査状況のご報告は行っておりません。